

かつらぎ町教育大綱

(素案)

『 学びあい、育てあい、
みんなが笑顔で活気あふれるまち 』



平成 29 年 6 月策定・令和 6 年 4 月改訂

かつらぎ町

かつらぎ町教育大綱

教育大綱策定の趣旨

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、国が定める教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 1 項に規定する『教育振興基本計画』を参酌し、地方公共団体の長が地域の実情に応じて教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものです。

かつらぎ町教育大綱の位置づけ

『第 4 次かつらぎ町長期総合計画』を基本として、平成 29 年度にかつらぎ町の教育の新たな指針として『かつらぎ町教育大綱』を策定しているところです。

この度、令和 6 年度から令和 17 年度を計画期間とする『第 5 次かつらぎ町長期総合計画』に掲げた、かつらぎ町の目指す将来像である『みんなが住みやすく 笑顔と活気あふれる かつらぎ町』を具現化するため、まちづくりの分野別施策のひとつである『子育てしやすい、人を育むまちづくり』達成に向け、改訂版『かつらぎ町教育大綱』を策定するものです。

かつらぎ町教育大綱の期間

令和 6 年度からスタートする『第 5 次かつらぎ町長期総合計画』前期基本計画の期間と整合性を図るため、改訂版の期間は令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間とします。

	平成 29 年度～令和 5 年度	令和 6 年度～令和 9 年度
かつらぎ町教育大綱	かつらぎ町教育大綱	かつらぎ町教育大綱 (改訂版 1)
かつらぎ町長期総合計画	第 4 次かつらぎ町長期総合計画	第 5 次かつらぎ町長期総合計画 (前期基本計画)

1 子どもたちに生きる力 「確かな学力・豊かな心・健やかな体」 とふるさとを愛する心を育むまち

- (1)地域とともにある学校づくり
- (2)子育て支援や保育の充実
- (3)確かな学力の充実
- (4)豊かな心の育成
- (5)健やかな体の育成
- (6)いじめ・不登校・特別支援教育についての取組の充実
- (7)学びのセーフティネットの確立

2 誰もが学びたいことを ともに学んでいるまち

- (1)様々な学びの機会や情報提供の充実
- (2)学習成果を還元する活動などの支援
- (3)社会教育施設の整備・運営
- (4)生涯学習のための図書館活動の基盤強化
- (5)青少年の健全育成の推進

3 誰もがスポーツに親しみ、 熱気のあるまち

- (1)地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進
- (2)スポーツ・レクリエーション施設の整備の推進

4 歴史・文化が 日常にあふれ、息づくまち

- (1)歴史・文化遺産の保護と活用

持続可能な地域社会の維持・発展

学びあい

育てあい

みんなが笑顔で活気あふれるまち

～地域社会に根差したウェルビーイングの向上を目指して～

子どもたちに生きる力「確かな学力・豊かな心・健やかな体」とふるさとを愛する心を育むまち



- (1) 地域とともにある学校づくり
- (2) 子育て支援や保育の充実
- (3) 確かな学力の充実
- (4) 豊かな心の育成
- (5) 健やかな体の育成
- (6) いじめ・不登校・特別支援教育についての取組の充実
- (7) 学びのセーフティネットの確立

1 学校・家庭・地域の連携	2 子どもたちの成長支援	3 地域の人材活用・ふるさと教育の充実	4 部活動の地域移行	5 スポーツ環境の確保	6 特性を生かした遊びと学び	7 幼児教育の質の向上
8 教育機関の連携	9 一貫性のある学びの育成	10 安全・安心な子育て環境	11 仕事と子育ての両立支援	12 ICTの効果的活用	13 個別最適な学びと協働的な学び	14 プログラミング教育の推進・論理的思考能力
15 基礎・基本の定着・思考・判断・表現力の育成	16 道徳教育の充実・思いやりの心	17 社会生活の基本ルール	18 ウェルビーイングの向上	19 外遊びと体育学習の充実・運動・スポーツ習慣化	20 学校給食の衛生管理・地産地消推進・食育授業	21 いじめ・不登校の未然防止・早期対応の実施
22 社会性・対人関係の育成	23 教育支援センター連携	24 学習機会の保障・きめ細やかな指導と支援				

(1) 地域とともにある学校づくり

- ◎ 学校・家庭・地域が連携し一体となって、かつらぎ町の子どもたちの成長を支えます。
- ◎ 『地域の人材』を活用した『ふるさと教育』を充実させ、子どもたちがふるさとかつらぎ町に誇りを持つことができるよう取り組みます。
- ◎ 『中学校における部活動の地域移行・地域連携※』を推進し、生徒たちにとって望ましいスポーツ環境の確保に努めます。

※ 【地域移行】地域クラブ活動は、社会教育の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるものです。したがって、学校ではなく、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行うものであり、学校部活動とはその責任主体が異なります。学校部活動を地域クラブ活動に代替させていくこと。

※ 【地域連携】学校部活動は、学校教育の一環として、学校の責任下で行われる活動を指しており、部活動指導員や外部指導者といった地域の方々に参画いただいたり、複数の学校で合同練習を行ったりすること。

(2) 子育て支援や保育の充実

- ◎ 本町の特性を生かした遊びを通じた学びを推進し、幼児教育の質の向上を図るとともに、幼稚園・子ども園・小学校と連携し、一貫性のある学びを育みます。
- ◎ 地域や家庭で、安全・安心な子育てができるよう、子育て環境の充実を図るとともに、子どもを持つ保護者が不安なく仕事と子育てを両立できるよう、サービスの充実を図り、子育て支援を推進します。学校・家庭・地域が連携し一体となって、かつらぎ町の子どもたちの成長を支えます。

(3) 確かな学力の充実

- ◎ ICT（情報通信技術）の効果的な活用を図り、『個別最適な学び』と『協働的な学び』の一体的充実に努めます。
- ◎ 情報活用能力を育むため、プログラミング教育の推進により論理的な思考を学ぶとともに、コンピューターの仕組みを理解し活用できる技術を身につけさせます。
- ◎ 『基礎・基本』の確実な定着と『思考力・判断力・表現力』の育成に努め、子どもたちに『確かな学力』を身につけさせます。

(4) 豊かな心の育成

- ◎ 児童・生徒が自他をいつくしみつつ生命を大切にし、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身につけるため、道徳教育の充実を図ります。
- ◎ 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上させます。

(5) 健やかな体の育成

- ◎ 外遊びや学校における体育学習の充実を通して、子どもの運動・スポーツの習慣化を図り、体力向上のための教育活動を推進します。
- ◎ 学校給食における衛生管理の徹底や地産地消の推進等により、栄養バランスのとれた安全・安心な給食の提供に努めます。

- ◎ 食に対する正しい知識と理解を深め、健康的な食生活を送れるよう積極的に食育授業を行います。

(6) いじめ・不登校・特別支援教育についての取組の充実

- ◎ いじめ・不登校や問題行動等の未然防止と早期対応に努めるとともに、児童生徒が社会性や健全な対人関係を育めるよう家庭や地域と連携して取り組みます。
- ◎ 学校へ登校できない子どもたちに学びの機会を保障するために、教育支援センターを中心として、学校との連携を密にし、個々の子どもの状況に応じた学習機会の確保に努めます。
- ◎ 特別な支援を要する児童・生徒に対して関係機関との連携を図りながら、一人ひとりの障害の状態や発達段階に応じたきめ細やかな指導と支援を行います。

(7) 学びのセーフティネットの確立

- ◎ 経済的な理由により、学びや進学、保育の機会が妨げられることのないよう、『就学支援制度』、『給食費無償』、『保育料無償』などの施策を実施することにより、子どもたちの学びや育ちを保障します。また、関係機関との連携により虐待の早期発見・防止に取り組みます。



- (1) 様々な学びの機会や情報提供の充実
- (2) 学習成果を還元する活動などの支援
- (3) 社会教育施設の整備・運営
- (4) 生涯学習のための図書館活動の基盤強化
- (5) 青少年の健全育成の推進

1 学習ニーズ対応	2 生涯学習社会実現	3 地域社会への貢献	4 学習成果の表現機会	5 地域連帯感強化	6 教育施設の整備	7 社会教育の促進
8 図書館活用促進	9 全世代への学習機会	10 利便性と運営改善	11 青少年の自立支援	12 社会生活スキル育成	13 青少年育成体制の再編	

(1) 様々な学びの機会や情報提供の充実

- ◎ 多様化する学習ニーズに効果的に応えられる体制づくりに取り組み、生涯学習社会の実現を目指します。
- ◎ すべての町民が生涯にわたって学び続け、自らを高めることができ、その効果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされる学習環境づくりを推進します。

(2) 学習成果を還元する活動などの支援

- ◎ サークルや団体での学習成果を表現する機会を増やすことで学習意欲を高め、相互の連携・連鎖による地域の『連帯感』が強固となるよう支援します。

(3) 社会教育施設の整備・運営

- ◎ 社会教育施設・設備の整備を図り、事業内容の工夫や改善などを行うことで、社会教育行政の発展と促進を図ります。

(4) 生涯学習のための図書館活動の基盤強化

- ◎ 本町の文化を支える学びと知の拠点である図書館の活用を促進します。小さな子ども

からシルバー世代に至るまで生涯にわたり学ぶことの素晴らしさ、本に触れる喜びを感じられる施設として、図書館がその役割を果たしていくことができるよう、利用者にとって利便性の高い施設であるために必要な環境整備や運営改善を行います。

(5) 青少年の健全育成の推進

- ◎ 変化の激しい社会において、青少年が主体性をもって『社会を生き抜く力』を養っていきけるよう、多くの人との関わりの中で充実感や達成感を味わえるような青少年の交流事業・体験活動の推進と充実及び居場所づくりに努めます。
- ◎ 青少年関係団体と学校・家庭・地域が一体となった育成体制の強化を図るため、青少年育成組織の再編を検討しつつ、その活性化を図ります。



(1) 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進
(2) スポーツ・レクリエーション施設の整備の推進

1 生涯スポーツ	2 コミュニティ形成と健康増進	3 全世代向けアクセス可能なスポーツ環境	4 スポーツ普及と推進	5 指導者・団体の育成	6 競技力の向上	7 スポーツ施設の計画的改修と整備
8 施設の定期的な点検と調査	9 安全で利用しやすいスポーツ環境の維持					

(1) 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進

- ◎ 住民の誰もが生涯を通して、スポーツ・レクリエーション活動に親しみ、活動を通じて仲間づくりや健康増進につながるよう、いつでも、いつまでも、だれでも、だれとでも、気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりに努めます。
- ◎ スポーツ活動の普及と推進に取り組み、指導者や団体の育成、競技力の向上を図ります。

(2) スポーツ・レクリエーション施設の整備の推進

- ◎ 計画的にスポーツ施設の改修及び整備を行います。また日頃から施設の点検や調査等を行い、住民が安心して利用できるようスポーツ環境の整備に努めます。



(1) 歴史・文化遺産の保護と活用

1 地域文化振興	2 歴史・文化財 接触機会	3 埋蔵・有形・ 無形文化財理解	4 郷土愛育成	5 文化財人材育 成	6 文化財行政推 進	7 世界遺産構成 資産保護・保存
8 文化財拠点施 設活用	9 常設展開催と 公開	10 学校教育・生 涯学習への活用	11 観光資源とし ての利活用			

(1) 歴史・文化遺産の保護と活用

- ◎ 地域文化の振興に向けて、各種団体と連携しながら、町民が本町の歴史や文化財に接する機会を持ち、貴重な地域の埋蔵文化財や有形文化財、無形民俗文化財等への理解を深め、郷土に対する関心を高め、継承していく意識を育てます。また、文化財に係る人材の育成を行い文化財行政を推進します。
- ◎ 『丹生都比売神社境内』『高野参詣道町石道』などの世界遺産構成資産はじめ、種々の文化財の保護及び保存整備を進めます。
- ◎ 文化財拠点施設（本館）における常設展等を計画的に進めつつ、その公開を積極的に行い、郷土文化の学習やふるさと学習の学校教育、生涯学習への活用を高めるとともに、個性ある観光資源としての利活用を推進します。